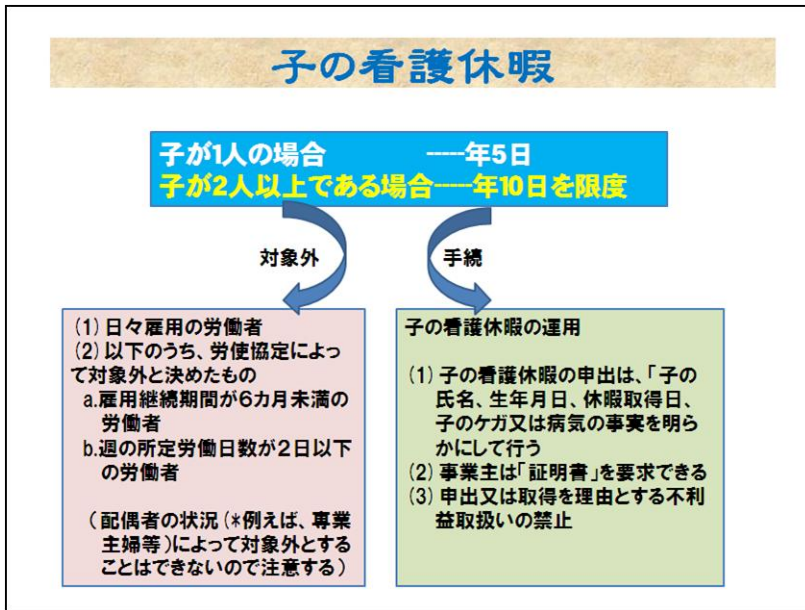


6-7 子の看護休暇



小学校就学前の子を養育する労働者は、申出により子が1人であれば一の年度に5日、2人以上の場合にあつては、10日を限度として、子の看護のための休暇(*)を取得することができる(法第16条の2、昭和15年改正で導入、21年一部改正)。

(*) 負傷し、疾病にかかった子の世話又は子に予防接種又は健康診断を受けさせること

図表6-8に示すように一定範囲の労働者は対象外であるが、「期間の定めのある労働契約」の労働者は、看護休暇の取得が可能である。

子の看護休暇の申出は、子の氏名、生年月日、休暇を取得する日、看護休暇申出にかかる子が負傷または疾病にかかっている事実を明らかにして行う(則第30条1項)。これに対して、事業主は証明書の提出を求めることができる(則第30条2項)。

事業主は、子の看護休暇取得の申出あるいは取得を理由とする不利益取扱いをしてはならない(法第16条の4)